

みくにマルシェ実行委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、みくにマルシェ実行委員会と称する。

(目的及び所在地)

第2条 本会は、大阪市淀川区三国地域の三国新道商店街を中心に、経済活動の活性化を図る活動及び地域振興を行うことを目的とする。また、子どもの健全育成を図る活動に取り組むこととする。事務所を大阪市淀川区西三国三丁目9番4号 三国新道商店街 COM ゆうゆう に置く

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。なお当方の事業は全てにおいて営利を目的とせず非営利にて活動するものとする。

- (1) 商店街等において、マルシェ（バザー）を開催すること。
- (2) 子どもの健全育成に資する事業（学習教室などを含む）
- (3) 前項の事業に付帯する一切の事項。

(会 員)

(種別)

第4条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第5条 会員の入会については特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表役員が別に定める入会申込方法により、代表役員に申し込むものとし、代表役員は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表役員は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、マルシェイベント開催時に別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2回以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は、代表役員が別に定める退会届を代表役員に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(役員)

第11条 本団体に次の役員をおく。

- (1) 役員 4名以上

役員のうち、代表1名、副代表若干名、会計1名を置く

(役員を選出)

第12条 役員は、総会において選出する。

- 2 代表および副代表、会計は、会員の互選とする。

第13条 代表役員は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表役員を補佐し、代表役員に事故あるとき又は代表役員が欠けたときは、代表役員があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 役員は、役員会を構成し、この規約の定めに基づき、役員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 会計は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この団体の財産の状況を明らかにすること。
- (2) 団体の金銭出納を管理し、会計書類を作成すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第15条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

総会

(種別)

第16条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表役員が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 20 条 総会は、前条第 2 項の場合を除き、代表役員が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 総会における議決事項は、第 20 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 24 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(経 費 等)

第26条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、マルシェイベントの際に別紙規定に基づき徴収し、支払期限は原則マルシェ当日までとする。

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(そ の 他)

第28条 この会則の施行にあたり必要な事項は代表役員が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成27年10月1日より施行する。

設立年月日 平成27年10月1日